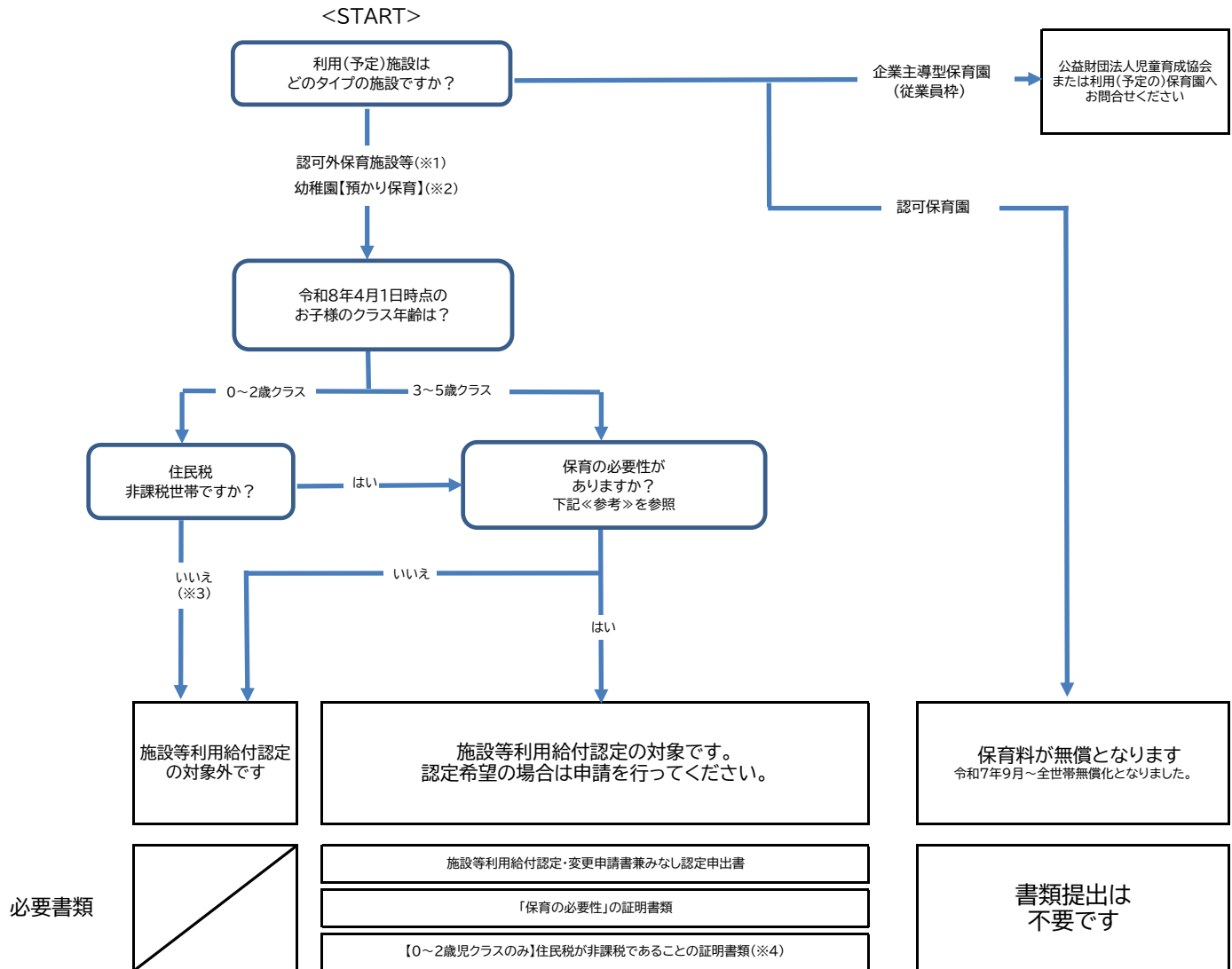


施設等利用給付認定に関するフローチャート



- ※1 大田区内の対象施設・サービスは大田区ホームページよりご確認ください。
大田区外の対象施設等については利用施設が所在する自治体にお問合せください。
- ※2 預かり保育料以外の補助金(入園料・保育料補助金)については、私学行政担当にお問い合わせください。
- ※3 税更正等により住民税非課税世帯となった場合は施設等利用給付認定の対象となる場合があります。
- ※4 以下の時点で大田区に住民登録がある保護者は提出の省略が可能です。
◆認定希望日が令和8年8月31日まで→令和7年1月1日時点 ◆認定希望日が令和8年9月1日以降→令和8年1月1日時点

「参考」「保育の必要性」の認定について
父母共に以下の「認定要件」のいずれかに該当していることが必要です。

	認定要件	認定基準	認定期間	必要書類(下線有…大田区書式)
1	就労	月48時間以上の就労を常態としている	最長小学校入学前まで	【外勤】就労証明書 【自営】就労証明書・自営証明・収入証明
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もなく保育が困難	出産予定日の2か月後の末日まで	出産予定日が記載されている母子健康手帳の写し
3	疾病・障がい	保護者が疾病、障がいを理由に保育が困難	最長小学校入学前まで	診断書・病状内容確認書・障害者手帳の写し
4	介護・看護	同居親族の介護・看護により保育が困難	最長小学校入学前まで	①被介護(看護)者の状況がわかる資料(診断書等) ②介護・看護の実態がわかる書類の写し(ケアプラン等) ③介護・看護状況申告書
5	求職活動	求職活動を常態としている (就労内定含む)	3か月間 (就労内定の場合:1か月間)	求職活動状況申立書 (就労内定の場合:就労証明書)
6	就学	月48時間以上の就学を常態としている	最長小学校入学前まで	①在学証明書 ②時間割・カリキュラム等
7	育児休業	認定申請児童以外の子の育児休業を取得中 ※育児休業取得前から保育施設を利用している ことが必要です。	育児休業終了月の翌月末まで	就労証明書(育児休業期間を記載) 受託証明書(当該施設利用開始日が確認できない場合)
8	その他	災害復旧等により保育が困難	復旧に必要な期間	り災証明書等

(注釈1) ひとり親の場合は上記の書類に合わせ「ひとり親手当・医療の証明書類の写し・戸籍謄本」等の提出が必要です。

(注釈2) 保護者が外国籍の場合は上記の書類に合わせ父母それぞれの「在留カードまたは特別永住者証明書の両面の写し」の提出が必要です。

【問合せ先】保育サービス課保育利用支援担当 TEL:03-5744-1280